

# 公民共同企業体パートナー事業者募集要項

平成30年7月

小諸市上水道課

## 目 次

1	募集の趣旨	1
2	本事業の概要	2
	(1) 本事業の目的	2
	(2) 本事業の内容	2
	(3) 事業内容に関する条件	2
3	パートナー事業者の募集方法、決定方法	3
	(1) 事業者の募集方法	3
	(2) 審査委員会の設置	3
	(3) 審査の方法等	3
	(4) 募集日程	4
4	応募者の参加資格要件	4
	(1) 応募者の構成	4
	(2) 応募者の要件	4
5	応募手続	6
	(1) 募集要項等の公表・配布	6
	(2) 募集要項等に関する質問の受付	6
	(3) 現場見学	6
	(4) 参加資格確認申請	7
	(5) 資格審査通過者との競争的対話の実施	8
	(6) 提案書の提出	8
	(7) 提案審査の結果通知・公表	9
	(8) 非決定とされたものに対する理由の説明	9
	(9) 応募の辞退	9
	(10) 欠格事項	9
	(11) その他	9
6	パートナー事業者候補決定後に行う事項	10
	(1) 株主間協定の締結	10
	(2) 公民共同企業体の設立	10
7	公民共同企業体設立後に行う事項	10
	(1) 従業員の雇用	10
	(2) 小諸市水道事業の指定管理業務の申請及び業務の引継ぎ	10
8	本件の担当部署・問い合わせ先	10

### 【関連資料】

- ・ 公民共同企業体パートナー事業者募集審査基準
- ・ 公民共同企業体パートナー事業者募集提出書類作成要領及び様式集
- ・ 株主間協定書（案）
- ・ 公民共同企業体設立案

## 公民共同企業体パートナー事業者募集要項

### 1 募集の趣旨

小諸市の水道事業は、小諸町時代の明治11年に近隣市町村に先駆けて創設され、明治13年から給水を開始し、既に90年以上を経過した。平成27年4月には小諸市外二市御牧ヶ原水道組合を統合し、東御市・佐久市の一部にも給水を行っている。

水源は湧水と深井戸で、滅菌処理だけで水道水に使用できる良質な水源を多数有しているが、浅間南麓に位置する「坂のまち」であり、水圧等の問題から施設数が多いことも特徴である。

施設数が多いことから維持管理の課題も多く抱えるが、施設の更新も大きな課題であり、さらに今後は料金収入の減少が見込まれることから、平成28年度には将来の水道事業運営の方針として「小諸市上水道事業基本計画」を策定した。

しかし、今後も職員数の減少などが予想されることから、技術の継承や緊急時対応力の低下などが懸念され、人材育成による技術力の維持向上を図ると共に、さらなる効率化と経費削減を進めていく必要があり、運営面の改革は急務と言える。

こうした中、小諸市では水道事業独自の提案制度により、平成28年12月～平成29年9月まで民間企業と行った「小規模事業者における公民連携による水道事業運営の共同研究」において、民間の技術・ノウハウを生かした効率的な事業運営を行いつつ、公益性の確保や技術の継承が可能となる形態として、「公民共同企業体」による運営が最も現実的で効果的であると判断した。

以上を踏まえ、小諸市では、「小諸市上水道事業基本計画」及び「小諸市における公民連携による水道事業運営の共同研究結果報告書」に基づき、持続可能な水道事業の実現に向けた具体的な取組として「公民共同企業体」を設立することとした。この公民共同企業体は、これまで以上に効率的な事業運営を図ると共に、将来も持続可能な水道事業を支えるための人材育成を推進することを目的とするものであり、次の設立方針とする。

この公民共同企業体の設立目的は以下のとおりである。

- (1) 小諸市上水道事業基本計画及び小諸市水道ビジョン2017に則り、小諸市における水道事業の課題解決を図ると共に地域経済の発展に貢献する。
- (2) 水道事業の公益性を確保した上で、民間の技術・ノウハウを生かした効率的な事業運営を行う。
- (3) 将来も水道事業を持続するために必要な技術力の維持向上を図ると共に、水道事業の担い手たる人材を育成する。
- (4) 行政区域にとらわれず周辺事業者からの業務受託等を通じて、「業務の広域化」による広域連携を模索し、スケールメリットの発揮を図る。

本募集は、公民共同企業体の設立及び経営・運営を行う事業（以下「本事業」という。）を実現するため、今後、小諸市と共同で本事業を適正かつ確実に実施し得るパートナー事業者を募集するものである。

## 2 本事業の概要

### (1) 本事業の目的

本事業は、小諸市とパートナー事業者が出資して公民共同企業体を設立し、小諸市水道事業の指定管理を行い、それぞれのノウハウを融合させ、将来の水道事業の担い手たる人材を育成し、技術力の維持向上による効率的で安定的な水道事業運営の実現を図ると共に、近隣事業体からの業務受託や水ビジネスの実施などにより、地域における技術力の維持と周辺地域における持続可能な水道事業の実現を目指し、新たなサービスの創造による小諸市の経済活性化に寄与することを目的とする。

### (2) 本事業の内容

#### ア 公民共同企業体の設立に関する事項

小諸市とパートナー事業者は、平成31年1月31日までに会社法（平成17年法律第86号）に定める株式会社として公民共同企業体を設立する。

#### イ 公民共同企業体の経営・運営に関する事項

・公民共同企業体は、小諸市水道施設等の指定管理者として、水道施設等維持保全業務、水道事業運営支援業務、水道施設等工事支援業務、他団体支援業務、業務システム等の再構築に関する業務を受託する。小諸市が公民共同企業体に指定管理料を支払う代行制を採り、指定管理期間は平成36年3月31日までとする。公民共同企業体は、指定管理業務の受託と併せ、水道法（昭和32年法律第177号）第24条の3に基づく水道施設の管理に関する技術上の業務委託契約（以下「第三者委託」という。）を小諸市と締結することとする。

・小諸市が有する総合的な水運用、水道施設の管理運営ノウハウや技術力と、パートナー事業者が有するノウハウ、技術力を融合し、将来的には他の水道事業者からの管理運営業務等の受託や水に関連した新規事業を実施する。

### (3) 事業内容に関する条件

#### ア 公民共同企業体の設立に関する事項

##### ① 出資構成

公民共同企業体の資本金は30,000千円とし、小諸市が35%（10,500千円）、パートナー事業者が65%（19,500千円）を出資する。

##### ② 株式の譲渡制限

- ・公民共同企業体は、すべての株式に譲渡制限を設けた譲渡制限会社とする。
- ・小諸市及びパートナー事業者は、公民共同企業体の設立の日から **5年間は、第三者へ株式の譲渡を行わず、以降5年間も第三者へすべての株式の譲渡は行わない。**
- ・取締役の選任・解任及び株式の譲渡承認は、株主総会の特別決議事項とする。

##### ③ 機関構成

- ・公民共同企業体は、取締役会及び監査役設置会社とする。
- ・取締役は3名とし、うち1名は小諸市が単独で指名するものとする。原則として小諸市が指名する取締役は代表権を有しないこととする。

- ・監査役は2名とし、小諸市とパートナー事業者が協議し1名ずつ指名するものとする。監査役は、業務監査、会計監査の両業務を行うこととする。
  - ④ 本店所在地  
小諸市が指定する場所、若しくは小諸市内に設置するものとする。
- イ 公民共同企業体の経営・運営に関する事項
- ① 公益性の確保  
公民共同企業体は、水道事業の持つ公益性やライフラインとしての重要性を踏まえ、サービス水準が一層向上するよう事業運営を行うものとする。
  - ② 人材の育成  
水道事業の公益性を理解し、将来の水道事業の担い手たる人材の育成を進めると共に、技術力の維持向上を図るものとする。
  - ③ 従業員  
公民共同企業体は、小諸市の退職派遣者とパートナー事業者が確保する人員を雇用するものとする。
  - ④ 小諸市の経済活性化への寄与  
公民共同企業体は、水ビジネスを展開し、小諸市内の雇用や税収に寄与するほか、新たな市場獲得など小諸市の産業の活性化に寄与するものとする。
  - ⑤ 公民共同企業体の資金調達  
小諸市は、公民共同企業体が行う資金調達に対し、損失補償を行わない。

### 3 パートナー事業者の募集方法、決定方法

#### (1) 事業者の募集方法

本募集は、小諸市業務委託に関するプロポーザル実施取扱要綱に基づく公募型プロポーザル方式により行い、2段階の審査（参加資格審査及び提案審査）を行い、パートナー事業者候補を決定する。

#### (2) 審査委員会の設置

小諸市は、専門的知見からの意見を聴取するために「公民共同企業体設立・運営審査委員会」（以下「審査委員会」という。）を設置し、公平かつ客観的な審査によりパートナー事業者候補を決定する。委員会の構成は5人以上とし、委員の氏名等は事業者の選定に影響を与えないようパートナー事業者候補公表まで非公表とする。

#### (3) 審査の方法等

審査は、募集要項及び目次掲載の関連資料（以下「募集要項等」という。）により行う。

#### (4) 募集日程

日 程	内 容
平成30年 7月2日（月）～7月24日（火）	募集要項等の公表
7月2日（月）～7月12日（木）	募集要項等に関する質問の受付
7月9日（月）～7月13日（金）	現場見学期間
7月19日（木）	募集要項等に関する質問の回答
7月2日（月）～7月24日（火）	参加資格確認申請の受付
7月31日（火）	参加資格審査結果通知
8月10日（金）	資格審査通過者との競争的対話
8月27日（月）～9月21日（金）	提案書の受付
9月30日（日）	プレゼンテーション及びヒアリング
10月9日（火）	パートナー事業者候補の決定通知（予定）

#### 4 応募者の参加資格要件

##### (1) 応募者の構成

- ア 本募集の応募者は、公民共同企業体への出資及び公民共同企業体の経営（役員のパ遣、社員の出向及び水道施設の運転管理業務等）が実施できる単独の法人（以下「応募法人」という。）又は複数の法人で構成するグループ（以下「応募グループ」という。）とする。
- イ 応募グループの場合、当該グループを構成する各法人（以下「構成法人」という。）の中から当該グループを代表する法人（以下「代表事業者」という。）を定め、応募に係る手続き、連絡等の一切は小諸市と代表事業者との間で行うものとする。
- ウ 構成法人の出資について最低出資比率は設けない。ただし、代表事業者は小諸市の出資比率を越える出資を行うこと。
- エ 代表事業者の変更は認めない。また、構成法人の変更及び追加については、小諸市の事前承認を受けた場合を除き認めない。
- オ 応募法人又は構成法人と資本面又は人事面において密接な関連のあるもの（以下「資本面において密接な関連のあるもの」とは、当該法人の発行済株式の100分の50を越える出資をしているものをいい、「人事面において密接な関連のあるもの」とは、当該法人の代表権を有する役員を兼ねているものをいう。）は、単独で応募したり他の応募グループの構成法人になったりすることはできない。

##### (2) 応募者の要件

次の要件をすべて満たしていること。

ア 応募法人若しくは応募グループの構成法人が、次のすべてに該当すること。

- ①平成30年度の小諸市入札参加資格者名簿に登録されているもの。（業務種類は不問）
- ②法律行為を行う能力を有するもの。
- ③破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立がなされていないもの。

- ④会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立がなされていないもの。
  - ⑤民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立がなされていないもの。
  - ⑥会社法に基づく会社の特別清算の申立がなされていないもの。
  - ⑦地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号に掲げる入札参加停止の事由に該当しないもの。
  - ⑧暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しないものの統制の下にない団体。
  - ⑨参加資格確認申請の提出期限の日から過去2年間に不渡手形又は不渡小切手を振り出していないもの。
  - ⑩法人税、消費税及び地方消費税、小諸市の税（法人市民税、固定資産税、軽自動車税）並びに水道料金及び下水道使用料を滞納していないもの。
  - ⑪審査委員会の委員又は委員が属する法人又はその子会社（会社法第2条第3号及び会社法施行規則第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。）若しくは親会社（会社法第2条第4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。）でないこと。
  - ⑫「公民共同企業体設立アドバイザー業務委託」を受注した法人又はその子会社若しくは親会社でないこと。
- イ 過去10年間（平成20年度から平成29年度）のうちに、以下のすべての実績を有すること。ただし、応募グループの場合、構成法人のいずれかが実績を有すればよい。なお、出資比率が20%以上の特定共同企業体としての受託実績及び当該者に対し会社法第2条第4号に規定する親会社にあたる法人の受託実績を含む。
- ①国内の給水人口10万人以上の上水道事業又は同規模の上水道事業への水道用水供給事業において、浄水施設・配水施設の運転及び維持管理業務を継続して5年以上実施した実績。
  - ②国内の水道事業において、管路施設の管理業務（**修繕等**）を**1年**以上実施した実績。
  - ③水道法第24条の3に基づく第三者委託の実績。
- ウ 以下の技術者の配置ができること。ただし、応募グループの場合、構成法人のいずれかが資格者を配置できればよい。（有資格者が重複していてもよい）
- ①水道技術管理者の資格を有する者。
  - ②給水装置工事主任技術者
  - ③**第一種電気工事士**の資格を有する者。**ただし、平成32年9月までは常時配置でなく、小諸市の要請により一時的に配置できれば良い。（台風接近時等）**

## 5 応募手続

### (1) 募集要項等の公表・配布

#### ア 公表・配布期間

平成30年7月2日（月）から7月24日（火）まで  
（土日祝日を除く午前8時30分から午後5時まで）

#### イ 配付場所

小諸市役所環境水道部上水道課

住所：〒384-8501 長野県小諸市相生町三丁目3番3号

電話：0267-22-1700 FAX：0267-24-1340

#### ウ その他

募集要項等は小諸市上水道課のホームページでも公表するが、施設関係資料等の秘密保持が必要な資料については、上記配布場所での配布若しくは閲覧とし、必要な場合は公民共同企業体パートナー事業者募集提出書類作成要領及び様式集（以下、様式集の様式番号のみ記載する。）様式1-1（秘密保持誓約書）を提出する。

### (2) 募集要項等に関する質問の受付

参加資格確認の申請を予定するものは、小諸市に対し、募集要項等の内容について次のとおり質問をすることができる。

#### ア 受付期間

平成30年7月2日（月）から7月12日（木）まで  
（土日祝日を除く午前8時30分から午後5時まで）

#### イ 提出先

小諸市環境水道部上水道課経営改革係

電子メール：wkeiei@city.komoro.nagano.jp

#### ウ 提出方法

電子メールによる。

件名を「パートナー事業者募集要項等への質問について」とし、小諸市環境水道部上水道課経営改革係に送信すること。電子メール以外の方法で提出された質問は受け付けない。

#### エ 提出書類

様式1-2

#### オ 質問への回答

小諸市は、平成30年7月19日（木）までに電子メールで回答する。

質問の内容と回答は、質問者の特殊な技術、ノウハウ等に関する権利、競争上の地位又はその他正当な利益を害する恐れがあると認めるものを除き、小諸市上水道課のホームページで公表する。公表された内容は、募集要項等の一部として取り扱う。

### (3) 現場見学

小諸市は、応募希望者に対して以下のとおり現場見学期間を設ける。応募希望者は、現場見学を行いたい施設とその日程について希望することができる。

ただし、複数の候補日を希望することは可能であるが、実際の見学については、1事業



者1日を上限とする。

ア 見学期間

平成30年7月9日（月）から7月13日（金）まで

（土日祝日を除く午前9時から午後5時まで、途中1時間の休憩を含む）

見学日及び集合場所は、日程調整のうえ各参加者に別途通知する。

イ 申込方法

ながの電子申請により行うこと。（その他文書の持参、郵送やFAX、電子メールでの申込は受け付けない）

小諸市上水道課のホームページから申請ページへ移動してください。（7/2より）

ウ 申込期限

平成30年7月11日（水）午後5時必着

**(4) 参加資格確認申請**

参加資格確認申請を行うものは、次のとおり書類を提出すること。

ア 受付期間

平成30年7月2日（月）から7月24日（火）まで

（土日祝日を除く午前8時30分から午後5時まで）

イ 提出先

小諸市環境水道部上水道課経営改革係

ウ 提出方法

持参による。

エ 提出書類

様式第1号及び様式2-1から様式2-6までと添付書類

オ 参加資格審査結果の通知

小諸市は、参加資格確認申請を行ったもの全員に対し、平成30年7月31日（火）までに結果を書面（様式第2号）で通知する。

なお、小諸市は、パートナー事業者候補決定後に参加資格確認申請を行ったもの全員の名称を公表する。

カ 欠格とされたものに対する理由の説明

参加資格審査の結果、欠格とされたものは、小諸市に対し、次のとおり欠格理由の説明を求めることができる。

① 受付期間

平成30年7月31日（火）から8月3日（金）まで

（土日祝日を除く午前8時30分から午後5時まで）

② 提出先

小諸市環境水道部上水道課経営改革係

③ 提出方法

電子メールによる。

件名を「パートナー事業者募集の欠格理由の説明について」とし、任意の様式で小諸市環境水道部上水道課経営改革係に送信すること。電子メール以外の方法で提出されたものは受け付けない。

④ 欠格理由の回答

小諸市は、平成30年8月10日（金）までに電子メールで回答する。

(5) 資格審査通過者との競争的対話の実施

小諸市は、資格審査通過者と公民共同企業体に関する基本理念を共有し、双方が納得できる提案の実現ができるよう競争的対話（対面方式による質疑応答）を実施する。

競争的対話の内容は書面で記録し、募集要項等の変更に係る事項で、かつ資格審査通過者の共有事項と小諸市が認めたときは、資格審査通過者の承諾を得た上で、対話の内容を速やかに小諸市上水道課のホームページで公表する。公表された内容は、募集要項等の一部として取り扱うものとする。

なお、実施方法・時間等の詳細については、別途通知するものとする。

ア 実施日時・会場

実施日時：平成30年8月10日（金）

開催会場：小諸市相生町三丁目3番3号

小諸市役所3階 第1会議室（実施会場は変更する場合があります。変更する場合は個別に連絡します）

(6) 提案書の提出

資格審査通過者のうち提案書を提出するものは、次のとおり書類を提出すること。

ア 受付期間

平成30年8月27日（月）から9月21日（金）まで  
（土日祝日を除く午前8時30分から午後5時まで）

イ 提出先

小諸市環境水道部上水道課経営改革係

ウ 提出方法

持参による。

エ 提出書類

様式第4号及び様式3-1から様式3-12

オ プレゼンテーション及びヒアリングの実施

提案書を提出したもの（以下「提案者」という。）は、審査委員会に対し、平成30年9月30日（日）に、個別にプレゼンテーション及びヒアリングを実施する。実施方法などの詳細は、別途通知する。

カ 提出書類の取扱い

提案書の著作権は、提案者に帰属する。ただし、小諸市が必要と認めるときは、提案者の事前の了解を条件に、提案書の全部又は一部を無償で使用できるものとする。

提案内容に特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利を使用して生じた責任は、すべて当該提案を行った提案者が負うものとする。

提案書の提出後、提出書類の変更、差し替え又は再提出は認めない。また、提出された書類は返却しない。

**(7) 提案審査の結果通知・公表**

小諸市は提案者全員に対し、平成30年10月9日（火）までに書面（様式第5号）で審査結果を通知する。審査結果は、パートナー事業者候補の決定後、速やかに公表するものとする。

**(8) 非決定とされたものに対する理由の説明**

提案審査の結果、非決定とされたものは、小諸市に対し、次のとおり非決定の理由の説明を求めることができる。

**ア 受付期間**

平成30年10月9日（火）から10月12日（金）まで  
（土日祝日を除く午前8時30分から午後5時まで）

**イ 提出先**

小諸市環境水道部上水道課経営改革係

**ウ 提出方法**

電子メールによる。

件名を「パートナー事業者募集の非決定の理由説明について」とし、任意の様式で小諸市環境水道部上水道課経営改革係に送信すること。電子メール以外の方法で提出されたものは受け付けない。

**エ 非決定の理由の回答**

小諸市は、平成30年10月18日（木）までに電子メールで回答する。

**(9) 応募の辞退**

応募者は、平成30年9月21日（金）午後5時まで応募を辞退することができる。応募を辞退するものは、様式4-1を持参により提出すること。

**(10) 欠格事項**

応募者が次のいずれかに該当する場合は、欠格とする。

**ア** 提出書類に虚偽の記載があった場合

**イ** 提出期限後に書類の提出があった場合

**ウ** 参加資格審査及び提案審査の公平を害する行為があった場合

**エ** 募集要項等の公表日から株主間協定の締結日までに、応募者の要件を欠く事態が生じた場合

**オ** その他、募集要項等に違反した場合

**(11) その他**

**ア** 応募に伴う費用負担

応募に伴う費用は、すべて応募者の負担とする。

**イ** 使用単位等

本募集に関して使用する単位は、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとし、使用通貨は円、使用言語は日本語とする。また、募集要項等で用いる日時は日本標準時とする。

**ウ** 情報の提供

本募集手続に係る情報提供は、適宜、小諸市上水道課のホームページで行う。

## 6 パートナー事業者候補決定後に行う事項

### (1) 株主間協定の締結

小諸市とパートナー事業者候補は、募集要項等及び提案書に基づき、本事業の実施に必要な事項について協議を行い、協議を開始した日から起算して60日以内に株主間協定を締結するものとする。

この株主間協定の締結により、パートナー事業者候補をパートナー事業者とする。

### (2) 公民共同企業体の設立

小諸市とパートナー事業者は、発起人となり発起設立により会社法に定める株式会社として公民共同企業体を、平成31年1月31日までに設立するものとする。

公民共同企業体設立に係る事務手続はパートナー事業者が行い、設立の事務手続に要する費用もパートナー事業者が立て替えるものとする。

## 7 公民共同企業体設立後に行う事項

### (1) 従業員の雇用

公民共同企業体は、株主間協定に従い、小諸市の退職派遣者及びパートナー事業者からの派遣社員等を雇用する。

### (2) 小諸市水道事業の指定管理業務の申請及び業務の引継ぎ

公民共同企業体は、平成31年10月1日からの水道事業の指定管理者の指定に向け必要な手続きを行うとともに、水道法第24条の3に基づく第三者委託契約を小諸市と締結する。

また、小諸市から業務の引継ぎを行い、その費用を負担するものとする。

## 8 本件の担当部署・問い合わせ先

小諸市環境水道部上水道課経営改革係（土屋、堀込）

住所：〒384-8501 長野県小諸市相生町三丁目3番3号

電話：0267-22-1700 FAX：0267-24-1340

電子メール：wkeiei@city.komoro.nagano.jp